

北海道大学大学文書館公文書室利用等規程（平成29年海大達第159号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(個人情報漏えい防止のために必要な措置)</p> <p>第8条 公文書室は、特定歴史公文書等に個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と<u>容易に照合</u>することができることと、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。<u>以下この条において同じ。</u>）が記録されている場合には、法第15条第3項の規定により、当該個人情報の漏えい防止のため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(利用請求の手続)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 前号に掲げる事項において<u>写しの交付による利用を希望する場合は、第19条第2項に定める写しの作成方法、写しを作成する範囲及</u></p>	<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(個人情報漏えい防止のために必要な措置)</p> <p>第8条 公文書室は、特定歴史公文書等に個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と<u>照合</u>することができることと、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）が記録されている場合には、法第15条第3項の規定により、当該個人情報の漏えい防止のため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(利用請求の手続)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 前号に掲げる事項において<u>で</u>写しの交付による利用を希望する場合は、第19条第2項に定める写しの作成方法、写しを作成する範囲</p>

※下線部分は改正箇所を示す。

改 正 後	現 行
<p>及び部数、同条第5項に定める交付の方法</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(第三者に対する意見提出機会の付与等)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 公文書室は、前各項の規定により意見書を提出する機会を与えられた第三者が当該特定歴史公文書等を利用に供することに反対の意思を表示した意見書（以下この条及び第21条において「反対意見書」という。）を提出した場合において、当該特定歴史公文書等を利用に供する旨の決定をするときは、その決定の日と利用に供する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、公文書室は、その決定後直ちに、当該反対意見書を提出した第三者に対し、法第18条第4項の規定により利用に供する旨の決定をした旨及びその理由並びに利用に供する日を書面又は電子情報処理組織を使用する方法により<u>通知しなければならない</u>。</p> <p>(略)</p> <p>(写しの交付の方法等)</p> <p>第19条 特定歴史公文書等の写しの交付（<u>以下この条及び次条</u>において</p>	<p>及び部数、同条第5項に定める交付の方法</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(第三者に対する意見提出機会の付与等)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 公文書室は、前各項の規定により意見書を提出する機会を与えられた第三者が当該特定歴史公文書等を利用に供することに反対の意思を表示した意見書（以下本条及び第21条において「反対意見書」という。）を提出した場合において、当該特定歴史公文書等を利用に供する旨の決定をするときは、その決定の日と利用に供する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、公文書室は、その決定後直ちに、当該反対意見書を提出した第三者に対し、法第18条第4項の規定により利用に供する旨の決定をした旨及びその理由並びに利用に供する日を書面又は電子情報処理組織を使用する方法により<u>通知しなければ</u>ならない。</p> <p>(略)</p> <p>(写しの交付の方法等)</p> <p>第19条 特定歴史公文書等の写しの交付（<u>本条及び第20条</u>において「写</p>

※下線部分は改正箇所を示す。

改 正 後	現 行
<p>「写しの交付」という。)は、当該特定歴史公文書等の全部について行うほか、その一部についても行うことができる。この場合において、公文書室は、利用請求者に対し、具体的な範囲の特定を求めるものとする。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(略)</p>	<p>しの交付」という。)は、当該特定歴史公文書等の全部について行うほか、その一部についても行うことができる。この場合において、公文書室は、利用請求者に対し、具体的な範囲の特定を求めるものとする。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(略)</p>